

空家等管理活用支援法人を指定しました

－ 空き家の利活用に向けた相談対応及び伴走的な支援を行います －

堺市では、空き家の利活用に関する取組をより一層推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第 23 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会と一般社団法人さかい空き家バンクを空家等管理活用支援法人※（以下、支援法人）に指定しました。

本指定により、空き家所有者等からの相談に対し、相談から活用（売却・賃貸・解体等）までワンストップで総合的・伴走的に支援する体制を整備し、更なる相談支援体制の強化や空き家の利活用の促進を図ります。

※令和 5 年 12 月 13 日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」において、市町村が支援法人を指定できる制度が創設されました。同制度は、支援法人として指定を受けた法人が空き家の管理や活用に関する業務を行うことで、空家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たすものです。

1 支援法人（五十音順）

以下の 2 社を支援法人として指定しました。指定した 2 社は宅地建物取引士や弁護士、司法書士、建築士などの各専門家が所属しており、空家等の管理・活用にかかる様々な課題や相談への対応及び伴走的支援を行うことができます。



一般社団法人

大阪府不動産コンサルティング協会

所在地：大阪府中央区安土町一丁目 4 番 11 号 エンパイヤビル 3 階

代表者：会長 井勢 敦史



一般社団法人

さかい空き家バンク

所在地：堺市東区白鷺町一丁目 5 番 1 号

代表者：代表理事 中辻 正男

2 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

3 支援法人の業務（空家等対策の推進に関する特別措置法第 24 条）

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

4 具体的な取組内容

本指定に伴い、以下の取組を新たに実施します。相談等を希望される場合は、電話またはホームページから支援法人へご相談ください。

【取組内容】

- ・空き家所有者等からの空き家の管理又はその活用に関する相談対応及び伴走的な支援
- ・空き家を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援 等

【支援法人】

一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会	
電話	072-275-5530
ホームページ	http://akiya.osaka.jp/sakai/

一般社団法人さかい空き家バンク	
電話	072-242-6720
ホームページ	https://akiyab.com

問い合わせ先	担 当 課：建築都市局 住宅部 住宅施策推進課 電 話：072-228-8215 ファックス：072-228-8034
--------	---